

傷病見舞金の給付額の見直し

◆ 見直し内容

- ▷傷病見舞金給付額を10万円に減額
- ▷令和5年1月より

◆ 傷病見舞金とは

- ▷国民健康保険の被保険者で、主たる所得が事業所得、不動産所得、山林所得の者で、新型コロナウイルス感染症に罹患した者に見舞金として給付
- 給付額：20万円（1人1回限り）

◆ 見直しの根拠

- ▷有症状者の療養期間の短縮（10日⇒7日 令和4年9月）等、感染症の社会的認識も変容
- ▷傷病手当金の給付実績との乖離
- ☆傷病手当金給付額：60,433円/件（令和3年度）
- ※傷病手当金とは：国民健康保険の被保険者のうち給与所得者（被用者）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に給付する休業補償。額は給与日額の2/3

◆ 給付実績

- ▷令和2年度：12件 240万円
- ▷令和3年度：24件 480万円

◆ 周知方法

- ▷市ホームページにて周知